



調布市立第五中学校

PTA規約

総 則

第一章 名称及び目的

第1条 本会は調布市立第五中学校PTAと称する。

1. 本会は、昭和44年8月2日に設立。
2. 本会は、略称を五中PTAとする。

第2条 本会は、事務所の所在地を以下とする。

〒182-0035 東京都調布市上石原3-27-1（調布市立第五中学校内）

第3条 本会は、教職員と保護者との関係を緊密にし、地区における教育環境を整え、生徒の心身の健全な発達と幸福をはかることを目的とする。

第二章 事業

第4条 本会は、本会の目的に必要な活動を行う。

1. 生徒の福祉向上に必要な諸活動を行う。
2. PTAメンバーの親睦と教養の向上に努める。
3. 本会の目的達成のための諸活動を行う。

第三章 方針

第5条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、生徒の教育並びに福祉のため次の方針に従い活動するものとする。

1. 目的を同じくする他の社会的団体や機関と協力する。
2. 特定の政党、宗教にかたよることなく営利を目的とした活動を行わない。
3. 学校の人事及び管理運営事項に干渉しない。

第四章 PTAメンバー

第6条 PTAメンバーは、学校に在籍する生徒の保護者、又はこれに代わる者、及び学校に勤務する教職員とで構成する。

第五章 役員及び会計監査委員

第7条 本会に次の役員及び会計監査委員を置く。

1. 会長1名、それ以外の役員については人数の規定を設けない。但し、内1名は教職員とする。
2. 会計監査委員2名。内1名は前年度の会計担当者とし、もう1名は教職員とする。

第8条 役員及び会計監査委員の任期は、1ヶ年とする。但し、再任を妨げない。

役員及び会計監査委員に欠員が生じた場合は、役員及び会計監査委員で協議の上、補充することができる。但し、任期は前任者の残任期間とする。

第 9 条 役員は、PTAメンバーの立候補、及び抽選により選出し総会で承認する。抽選対象者は、前年度に引き続きのPTAメンバーとする。生徒 1 名につき役員、又は運営委員を担った者は、対象免除の権利を有する。但し、本人が免除の辞退を望む場合は、その限りでは無い。

第 10 条 役員及び会計監査委員は、本会の他の役員、会計監査委員及び委員との兼務を認めない。

第 11 条 会長は、本会を代表してPTA活動を統括し、総会及び役員会・運営委員会を招集する。

第 12 条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

第 13 条 会計は、本会の会計全般の事務にあたり、会計監査を経て総会において会計報告を行う。

第 14 条 書記は、本会の活動に関する主要事項を記録し、PTA活動に関係ある諸種の資料を整理保管する。

第 15 条 会計監査委員は、本会の会計事務を監査し、総会において会計監査報告を行い、承認を得る。

第 16 条 会計監査委員を含む役員、及び運営委員は、適用条件を満たすことで次の免除期間ならびに特典の権利を得るものとする。但し、本人が免除の辞退を望む場合は、その限りでは無い。

		PTA本部役員		運営委員		お助け委員	
		会長	会長以外	4役	4役以外		
免除期間	PTA本部役員の抽選	最年少のお子さんが卒業するまで (免除を辞退することは可能)				対象生徒の 在学期間中	
	運営委員の抽選						
免除の適用条件		本部役員の会議・業務に2/3以上参加		運営委員の会議・業務に1/2以上参加			
特典	①体育祭の優先席	最年少のお子さんが卒業するまで	任期中	-	-	現役の 体育祭担当	
	②合唱コンサートの優先席			-	-	現役の 合唱コン担当	
	③卒業式の優先席		対象生徒が3年生のとき (本部経験1回につき1回のみ有効)	-	-	-	
	④制服サイクルのファストパス		任期中	-	-	-	

※「ファストパス」とは、開場時刻よりも前に入場できる権利のこと

①②は1名分(本人または本人が指名する代理人)

③は最大2名分(本人と本人が指名した人または本人指名の代理人2名)

④はリサイクル1回につき上下1着まで

第六章 委員会

第 17 条 本会に次の委員会を置く。

- 1 学年委員会：構成は各学級より選出された 1 名の委員と担当教職員。
- 2 学年委員会：構成は各学級より選出された 1 名の委員と担当教職員。
- 3 学年委員会：構成は各学級より選出された 1 名の委員と担当教職員。
- 4 五中お助け委員会：構成は各学級より選出された 1～2 名の委員（原則 1 名。ただし立候補があれば 2 名も可とする）、1 名の担当職員、地域の有志 1 名～2 名(地域有志は常任ではない)
- 5 特別委員会：構成は総会及び運営委員会で必要と認められた人員とする。
- 6 選出委員会：構成は第 1 学年及び第 2 学年の各学級より選出された 1 名の委員と副校長。

第 18 条 第 17 条 で定められた各委員会は、委員長 1 名、副委員長 1 名、会計 1 名、書記 1 名を置き PTAメンバー相互の交流をはかり、規約第二章第 4 条に準拠した活動を細則に準じて行う。

第 19 条 特別委員会は、総会又は運営委員会において必要と認められたときに設置することができる。

第 20 条 委員会において立案された規約第二章第 4 条に関する新規案件については、運営委員会において、承認あるいは報告しなければならない。

第七章 会 議

第 21 条 定期総会は、年度始めに 1 回とし、会長が招集して次の事項を行う。

1. 前年度の事業報告及び決算報告の承認。
2. 新年度の事業計画及び予算の議決。
3. 役員及び会計監査委員の承認。
4. 規約の改廃に関する事項の議決。
5. その他重要事項の審議及び議決。

第 22 条 臨時総会は、次の場合に招集する事ができる。

1. 会長が必要と認めた時。
2. 運営委員会が必要と認めた時。
3. PTAメンバーの 2 分の 1 以上から会議の目的及び理由を明示の上で招集請求があった時。

第 23 条 総会は、PTAメンバーの 2 分の 1 の出席(委任状を含む)によって成立し、議決は、出席者の過半数の同意によるものとする。

第 24 条 運営委員会は、役員及び各委員会の正副委員長並びに教職員 1 名をもって構成され、会長の招集によって次の事項を行う。

1. 規約第二章第 4 条施行に関する事。
2. その他、本会の運営並びにPTA活動の施行に関する事。
3. 規約の改廃に関わる案件を除き、緊急を要する案件については、運営委員会の議決をもって施行することができる。但し、速やかに全PTAメンバーに広報したうえで総会にて報告しなければならない。
4. 会長は、過半数の運営委員が運営委員会を必要と認め請求した時は、運営委員会を招集しなければならない。
5. 議決前の案件については、むやみに口外してはならない。

第 25 条 役員会は、役員によって構成され次の事項を行う。

1. 規約第二章第 4 条施行全般に関する協議及び調整。
2. 総会の開催。
3. 運営委員会の開催。
4. 議決前の案件については、むやみに口外してはならない。但し、歴代PTA会長への相談はこの限りではない。

第 26 条 学校長、あるいはこれに代わる学校管理職員は、会議に出席し意見を述べる事ができる。

第八章 経 費

第 27 条 本会の経費は、次の収入をもってこれに充てる。

1. 活動費
2. その他の収入

第 28 条 本会のPTAメンバーは、会の経費に充てるため活動費を拠出する。活動費は次の構成とする。

1. 一般会計：卒業生記念品、PTA団体保険、校内美化・植栽活動、同好会費などの経常費用
2. 特別会計：部活関連の協賛や学校への寄贈など、学校側と協議の上支出する臨時費用

第 29 条 前条の規定による活動費は、生徒 1 人につき年額 1,500 円とする。

但し、期中転入の場合は、8 月、3 月を除き月額 150 円とする。

第 30 条 前条規定の活動費は、天災、その他不可抗力による被害者に対しては、申請のある場合は、運営委員会の議決により減免する事ができる。その他の事情についての申請のある場合は、学校長と役員会の協議により減免することができる。

第 31 条 既納活動費は、本会解散の場合の他返還しないものとする。

第九章 会 計

第 32 条 本会の会計は、当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日とする。

第 33 条 本会の会計は、第七章 21 条 2 に基づき履行する。

第 34 条 本会の資産(特別会計含む)は、PTA本部会計が保管する。特別会計の出金に関しては、総会で承認を取らなければならない。

第十章 慶 弔 費

第 35 条 範囲及び金額は次の通りとする。

1. 結婚 PTAメンバー教職員(申告者のみ。別紙申請書提出)
2. 出産 PTAメンバー教職員(申告者のみ。配偶者出産含む。別紙申告書提出)
3. 死亡 PTAメンバー生徒
4. 1 から 3 の金額は、5,000 円とする。
5. 災害見舞金 PTAメンバーの災害の程度により、5,000 円を限度とする。

第 36 条 前述 5 及び前述以外(生徒の部活動等の応援に関わる費用など)は、運営委員会、あるいは役員会に一任するものとする。

第十一章 同 好 会

第 37 条 同好会は、保護者有志の希望によって結成し自主的に活動することができる。

但し、その結成及び存続については、運営委員会へ報告し承認を得なければならない。

第 38 条 運営委員会で承認された同好会には、活動費を支給する。但し、

1. 年度始めに名簿を提出し、PTAメンバーが1名以上在籍していること。
2. 年度初めに活動計画が提出できること。

体育館を使用する団体は、市へ名簿を提出しなければならない。
提出した団体は、名簿の複写を速やかに会長に提出しなければならない。

第 39 条 前条による金額は 5,000 円を上限とし、当該年度の運営委員会に一任する。

第 40 条 同好会は、PTAメンバーの在籍の有無に関わらず、年度末に年間の活動状況(成績含む)を報告する義務を負う。

第 41 条 第 36 条から第 39 条に該当しない事項は、必要に応じて運営委員会、あるいは役員会にて協議のうえ決定する。但し、総会で報告しなければならない。

第 十二 章 総則の改版

第 42 条 本総則は、総会の承認をもって変更することができる。

第 十三 章 附 則

本会は昭和四十四年八月二日設立。
本会則は昭和四十九年三月四日から実施する。
本会則は昭和五十七年四月一日から施行する。
本会則は昭和六十三年五月七日から施行する。
本会則は平成三年五月十一日から施行する。
本会則は平成六年五月二十一日から施行する。
本会則は平成十年四月一日から施行する。
本会則は平成二十六年五月十日から施行する。
本会則は平成二十七年五月九日から施行する。
本会則は平成二十八年五月七日から施行する。
本会則は平成二十九年五月十三日から施行する。
本会則は平成三十年四月二十五日から施行する。
本会則は令和二年五月九日から施行する。
本会則は令和五年四月十二日から施行する。
本会則は令和六年五月一日から施行する。
本規約は令和七年五月一日から施行する。

細 則

第 一 章 1 学年委員会

第 1 条 各学級より 1 名を選出する。役員、会計監査、委員の兼務は認めない。

第 2 条 委員長、副委員長、会計、書記を定めPTA活動を履行する。また、委員長、副委員長の両名、又はいずれか 1 名は、運営委員として運営委員会に出席しなければならない。

第 3 条 委員は、各学級の意見をまとめ委員会へ報告する。また、委員会で得た情報を速やかに学級会員に伝達する。必要に応じてお便りを作成し配付する。但し、PTA会長の校正を受けなければならない。

第 4 条 学校行事、PTA活動に対し積極的に参加協力する。
また、各学級会員に積極的な参加協力を促すように努め、以下のPTA活動を履行する。

1. 各学級の親睦をはかる。
2. 学校の要請により当該年度生の修学旅行業者選定の際に協力をする。
3. 総則第二章第 4 条に基づき随時検討を重ねる。
変更が必要な時は、運営委員会で承認を得なければならない。

第 二 章 2 学年委員会

第 5 条 各学級より 1 名を選出する。役員、会計監査、委員の兼務は認めない。また、本人の申し出により既に当該生徒の学年において役員、会計監査、委員を経験済みの場合は、対象者から外することができる。

第 6 条 委員長、副委員長、会計、書記を定めPTA活動を履行する。また、委員長、副委員長の両名、又はいずれか 1 名は、運営委員として運営委員会に出席しなければならない。

第 7 条 委員は、各学級の意見をまとめ委員会へ報告する。また、委員会で得た情報を速やかに学級会員に伝達する。必要に応じてお便りを作成し配付する。但し、PTA会長の校正を受けなければならない。

第 8 条 学校行事、PTA活動に対し積極的に参加協力する。
また、各学級会員に積極的な参加協力を促すように努め、以下のPTA活動を履行する。

1. 各学級の親睦をはかる。
2. 総則第二章第 4 条に基づき随時検討を重ねる。
変更が必要な時は、運営委員会で承認を得なければならない。

第 三 章 3 学年委員会

第 9 条 各学級より 1 名を選出する。役員、会計監査、委員の兼務は認めない。また、本人の申し出により既に当該生徒の学年において役員、会計監査、委員を経験済みの場合は対象者から外することができる。

第 10 条 委員長、副委員長、会計、書記を定めPTA活動を履行する。また、委員長、副委員長の両名、又はいずれか 1 名は運営委員として運営委員会に出席しなければならない。

第 11 条 委員は、各学級の意見をまとめ委員会へ報告する。また委員会で得た情報を速やかに学級会員に伝達する。必要に応じてお便りを作成し配付する。但し、PTA会長の校正を受けなければならない。

第 12 条 学校行事、PTA活動に対し積極的に参加協力する。
また、各学級会員に積極的な参加協力を促すように努め、以下のPTA活動を履行する。

1. 各学級の親睦をはかる。(卒業対策に関することを行う)。
2. 総則第二章第 4 条に基づき随時検討を重ねる。
変更が必要な時は、運営委員会で承認を得なければならない。

第 四 章 五中お助け委員会

第 13 条 各学級より 1～2 名を選出する。原則 1 名。ただし立候補があれば 2 名も可とする。
役員、会計監査、委員の兼務は、原則認めない。但し、本人が兼務の希望をする場合は、その限りでは無い。

第 14 条 委員長、副委員長を定める。委員長、副委員長の両名、又はいずれか 1 名は、運営委員として
運営委員会に出席しなければならない。

第 15 条 学校行事、PTA活動に対し積極的に参加協力する。
また、各お助け会員に積極的な参加協力を促すように努め、以下のPTA活動を履行する。

1. 総則第二章第 4 条に基づき随時検討を重ねる。
変更が必要な時は、運営委員会で承認を得なければならない。
2. 五中お助け委員会は、教育活動を円滑に進める為、地域有志の協力を仰ぐ事が出来るものとする。

第 五 章 特別委員会

第 16 条 総会、又は運営委員会で必要とされた人員をもって構成される。また、本人の申し出により
既に当該生徒の学年において役員、会計監査、委員を経験済みの場合は、対象者から外することができる。

第 17 条 委員長、副委員長、会計、書記を定めPTA活動を履行する。また、委員長、副委員長の両名、又は
いずれか 1 名は、運営委員として運営委員会に出席しなければならない。

第 18 条 委員は、各学級の意見をまとめ委員会へ報告する。また、委員会で得た情報を速やかに学級会員に
伝達する。必要に応じてお便りを作成し配付する。但し、PTA会長の校正を受けなければならない。

第 19 条 学校行事、PTA活動に対し積極的に参加協力する。また、各学級会員に積極的な参加協力を
促すように努め、総会、又は運営委員会で定められたPTA活動を履行する。

1. 総則第二章第 4 条に基づき随時検討を重ねる。
変更が必要な時は、運営委員会で承認を得なければならない。

第 六 章 選出委員会

第 20 条 第 1 学年、及び第 2 学年の各学級より互選会への出席者を 3 名選出する。
役員、会計監査、委員の兼務は認めない。また、本人の申し出により、既に当該生徒の学年において
役員、会計監査、委員を経験済みの場合は、対象者から外することができる。

第 21 条 委員長、副委員長、会計、書記を定め、PTA活動を履行する。また、運営委員会に出席し、
意見を述べる事ができる。

第 22 条 役員及び会計監査委員の選出に関するを行う。

1. 全教職員会員よりの推薦をもって、教職員の役員及び会計監査委員の推薦者を決定する。
2. PTAメンバーの全保護者(又はこれに代わる者)より会長、副会長、会計、書記の選出者を決定し、総会で承認を得なければならない。
3. 決定した選出者より承諾書を申し受ける。

第七章 細則の改版

第 23 条 本細則は、運営委員会の承認をもって変更することができる。但し、速やかにPTAメンバーに伝達し総会で報告しなければならない。

第八章 附 則

本細則は平成二十八年五月七日から実施する。
本細則は平成二十九年五月十三日から実施する。
本細則は平成三十年四月二十五日から実施する。
本細則は平成三十年四月二十五日から施行する。
本細則は令和五年四月十二日から施行する。
本細則は令和六年五月一日から施行する。
本細則は令和七年五月一日から施行する。